

ICT活用工事（河川浚渫）実施要領

（趣 旨）

第1条 今後、生産年齢人口の減少が予想される中、建設現場における生産性向上は避けられない課題となっている。企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進していく必要がある。

そこで、埼玉県県土整備部発注工事において、情報通信技術（ICT）の全面的な活用の推進を実施するものである。

この要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、「河川浚渫におけるICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用工事（河川浚渫）」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

（対象とする工事）

第2条 ICT活用工事（河川浚渫）は、次の工種を含むすべての発注工事を対象とする。

- ・浚渫船運転工

（ICT活用工事（河川浚渫））

第3条 ICT活用工事（河川浚渫）とは、以下に示す施工プロセスの全ての段階においてICTを活用する工事とする。

【施工プロセスの各段階】

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記（1）～（2）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。なお、直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。

（1）音響測深機器を用いた起工測量

（2）その他の3次元計測技術を用いた起工測量（※）

（※）従来の管理断面においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、下記(1)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

ICT建設機械による施工においては、②で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

(1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、下記(1)～(3)から選択(複数以上可)して出来形管理を実施する。

(1) 音響測深機器を用いた出来形管理

(2) 施工履歴データを用いた出来形管理

(3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

(施工範囲)

第4条 原則、本工事の河川浚渫の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容および対象範囲を発注者と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

(発注方式)

第5条 ICT活用工事(河川浚渫)の発注は、受注者希望型によるものとする。

(受注者希望型)

第6条 受注者希望型は、受注者からの希望によりICT活用工事(河川浚渫)を実施するものとする。

2 発注に当たっての積算は、ICTによらない従来の積算基準によるものと

する。

- 3 発注者は、発注に際して特記仕様書にICT活用工事（河川浚渫）の対象であることを明示するとともに、~~特記仕様書を添付し~~、発注手続きを行うものとする。
- 4 受注者は、ICT活用工事（河川浚渫）の実施を希望する場合、~~契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行うものとする。~~
- 5 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT活用工事（河川浚渫）を実施することができるものとする。
- ~~6 発注者は、ICT活用工事（河川浚渫）の実施を指示した場合、「土木工事標準積算基準書」のICTに対応した積算基準に基づき設計変更するものとする。~~

（基準）

第7条 ICT活用工事（河川浚渫）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

（工事完成図書の納品）

第8条 工事完成図書の納品にあたっては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づくもののほか、次のとおりとする。

- ① 電子成果品のフォルダ構成については、電子媒体のルート直下に「ICON」フォルダを置く。
- ② 「ICON」フォルダには、ICT活用工事（河川浚渫）に係る電子データファイルを関連する要領及び基準等に従い格納する。

（ICT機器類及び貸与品）

第9条 第3条の施工のために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。また、施工に必要なICT活用工事（河川浚渫）用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に発注者と協議するものとする。

- 2 発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するものとする。また、ICT活用工事（河川浚渫）を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

（ICT活用工事（河川浚渫）の費用）

第10条 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、ICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書」のICTに対応した積算基準に基づき設計変更するものとする。

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

（調査への協力）

第11条 発注者がICT活用工事（河川浚渫）に係るアンケート調査を実施する場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和6年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月 1日から施行する。